

経 済 産 業 省

20191127保局第2号

高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年12月27日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314保局第2号）及び容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314 保局保局第 2 号）・・・・・・・・・・ 1

○容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 7 号）・・・・・・・・・・ 4

○高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314 保局第2号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前																																												
高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について 制定 20190314 保局第2号 平成31年 3月15日 改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191127 保局第2号 令和 元年12月27日 （別添1） 容器保安規則に係る登録容器等製造業者制度関係事務処理要領 第3章 型式承認 1. ～3. [略] 4. 型式承認 (1) [略] (2) 経済産業大臣は、(1)において型式承認を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、型式承認証における型式承認番号を付与することとする。 ① [略] ② 1 桁目は、次表の左欄に掲げる型式承認を行った者に応じて、同表右欄に掲げる記号とする。 <table><tr><td>型式承認を行った者</td><td>記号</td></tr><tr><td>経済産業大臣</td><td>A</td></tr><tr><td>北海道産業保安監督部長</td><td>B</td></tr><tr><td>関東東北産業保安監督部東北支部長</td><td>C</td></tr><tr><td>関東東北産業保安監督部長</td><td>D</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部長</td><td>E</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部近畿支部長</td><td>F</td></tr><tr><td>中国四国産業保安監督部長</td><td>G</td></tr><tr><td>中国四国産業保安監督部四国支部長</td><td>H</td></tr><tr><td>九州産業保安監督部長</td><td>I</td></tr><tr><td>那覇産業保安監督事務所長</td><td>J</td></tr></table> ③・④ [略] 5. [略] （別添2） 国際相互承認に係る容器保安規則に係る登録容器等製造業者制度関係事務処理要領 第1章 登録 1. ・2. [略] 3. 登録 (1) [略]	型式承認を行った者	記号	経済産業大臣	A	北海道産業保安監督部長	B	関東東北産業保安監督部東北支部長	C	関東東北産業保安監督部長	D	中部近畿産業保安監督部長	E	中部近畿産業保安監督部近畿支部長	F	中国四国産業保安監督部長	G	中国四国産業保安監督部四国支部長	H	九州産業保安監督部長	I	那覇産業保安監督事務所長	J	高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について 制定 20190314 保局第2号 平成31年 3月15日 改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 （別添1） 容器保安規則に係る登録容器等製造業者制度関係事務処理要領 第3章 型式承認 1. ～3. [略] 4. 型式承認 (1) [略] (2) 経済産業大臣は、(1)において型式承認を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、型式承認証における型式承認番号を付与することとする。 ① [略] ② 1 桁目は、次表の左欄に掲げる登録を行った者に応じて、同表右欄に掲げる記号とする。 <table><tr><td>承認をした監督部等</td><td>記号</td></tr><tr><td>経済産業省</td><td>A</td></tr><tr><td>北海道産業保安監督部</td><td>B</td></tr><tr><td>関東東北産業保安監督部東北支部</td><td>C</td></tr><tr><td>関東東北産業保安監督部</td><td>D</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>E</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td><td>F</td></tr><tr><td>中国四国産業保安監督部</td><td>G</td></tr><tr><td>中国四国産業保安監督部四国支部</td><td>H</td></tr><tr><td>九州産業保安監督部</td><td>I</td></tr><tr><td>那覇産業保安監督事務所長</td><td>J</td></tr></table> ③・④ [略] 5. [略] （別添2） 国際相互承認に係る容器保安規則に係る登録容器等製造業者制度関係事務処理要領 第1章 登録 1. ・2. [略] 3. 登録 (1) [略]	承認をした監督部等	記号	経済産業省	A	北海道産業保安監督部	B	関東東北産業保安監督部東北支部	C	関東東北産業保安監督部	D	中部近畿産業保安監督部	E	中部近畿産業保安監督部近畿支部	F	中国四国産業保安監督部	G	中国四国産業保安監督部四国支部	H	九州産業保安監督部	I	那覇産業保安監督事務所長	J
型式承認を行った者	記号																																												
経済産業大臣	A																																												
北海道産業保安監督部長	B																																												
関東東北産業保安監督部東北支部長	C																																												
関東東北産業保安監督部長	D																																												
中部近畿産業保安監督部長	E																																												
中部近畿産業保安監督部近畿支部長	F																																												
中国四国産業保安監督部長	G																																												
中国四国産業保安監督部四国支部長	H																																												
九州産業保安監督部長	I																																												
那覇産業保安監督事務所長	J																																												
承認をした監督部等	記号																																												
経済産業省	A																																												
北海道産業保安監督部	B																																												
関東東北産業保安監督部東北支部	C																																												
関東東北産業保安監督部	D																																												
中部近畿産業保安監督部	E																																												
中部近畿産業保安監督部近畿支部	F																																												
中国四国産業保安監督部	G																																												
中国四国産業保安監督部四国支部	H																																												
九州産業保安監督部	I																																												
那覇産業保安監督事務所長	J																																												

(2) 経済産業大臣は、(1)において登録を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、登録番号を付与することとする。 ①～③ [略] ④ <u>5桁目及び6桁目は、容器等製造業者</u>にあっては「<u>KY</u>」、附属品製造業者の登録にあっては「<u>KF</u>」とする。 ⑤ <u>7桁目から9桁目までは、登録をした順に「001」から付す番号</u>とする。 ⑥ [略] 4. [略] 第3章 型式承認 1. ～3. [略] 4. 型式承認 (1) [略] (2) <u>経済産業大臣は、(1)において型式承認を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、型式承認証における型式承認番号を付与することとする。</u> ①～⑫ [略] 5. [略] (別添3) 特定設備検査規則に係る登録特定設備製造業者制度関係事務処理要領 第1章 登録 1. 申請 特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）第58条に基づく登録の申請に係る手続は、次のとおりとする。 (1) 登録を受けようとする特定設備製造業者（以下この章において「登録申請者」という。）は、工場又は事業場ごとに特定則第58条第1項に定める様式第9の登録申請書（以下「登録申請書」という。）正副各1通及び同条第2項に定める添付書類2通を作成し、経済産業大臣（<u>特定設備</u>を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている登録申請者にあっては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下第1章1.(3)を除き同じ。）に提出しなければならない。 (2)～(7) [略] 2. [略] 3. 登録 (1) [略] (2) 経済産業大臣は、(1)において登録を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、登録番号を付与することとする。 ①・② [略] ③ 3桁目及び4桁目は、次表の左欄に掲げる登録を行った者に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる記号とする。	(2) 経済産業大臣は、(1)において登録を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、登録番号を付与することとする。 ①～③ [略] ④ <u>5桁目は、容器等製造業者</u>にあっては「<u>Y</u>」、附属品製造業者の登録にあっては「<u>E</u>」とする。 ⑤ <u>6桁目から8桁目までは、登録をした順に「001」から付す番号</u>とする。 ⑥ [略] 4. [略] 第3章 型式承認 1. ～3. [略] 4. 型式承認 (1) [略] (2) <u>型式承認証における型式承認番号の付与要領は以下のとおりとする。</u> ①～⑫ [略] 5. [略] (別添3) 特定設備検査規則に係る登録特定設備製造業者制度関係事務処理要領 第1章 登録 1. 申請 特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）第58条に基づく登録の申請に係る手続は、次のとおりとする。 (1) 登録を受けようとする特定設備製造業者（以下この章において「登録申請者」という。）は、工場又は事業場ごとに特定則第58条第1項に定める様式第9の登録申請書（以下「登録申請書」という。）正副各1通及び同条第2項に定める添付書類2通を作成し、経済産業大臣（<u>容器又は附属品</u>を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている登録申請者にあっては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下第1章1.(3)を除き同じ。）に提出しなければならない。 (2)～(7) [略] 2. [略] 3. 登録 (1) [略] (2) 経済産業大臣は、(1)において登録を行う場合にあっては、次に掲げるところに従い、登録番号を付与することとする。 ①・② [略] ③ 3桁目及び4桁目は、次表の左欄に掲げる登録を行った者に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる記号とする。
--	---

登録を行った者	記号
経済産業大臣	本省
北海道産業保安監督部長	北海
関東東北産業保安監督部東北支部長	東北
関東東北産業保安監督部長	関東
中部近畿産業保安監督部長	中部
中部近畿産業保安監督部近畿支部長	近畿
中国四国産業保安監督部長	中国
中国四国産業保安監督部四国支部長	四国
九州産業保安監督部長	九州
那覇産業保安監督部事務所長	那覇

④・⑤

[略]

4. [略]

登録を行った者	記号
経済産業大臣	本省
北海道産業保安監督部長	北海
関東東北産業保安監督部東北支部長	東北
関東東北産業保安監督部長	関東
中部近畿産業保安監督部長	中部
中部近畿産業保安監督部近畿支部長	近畿
中国四国産業保安監督部長	中国
中国四国産業保安監督部四国支部長	四国
九州産業保安監督部長	九州
那覇産業保安監督部事務所長	那覇

④・⑤

[略]

4. [略]

○容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号） 新旧対照表
（改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前																		
容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第 7号 令和元年 6月14日 改正 20191127保局第 2号 令和元年12月27日 別表第2（詳細基準の例示） <table><tr><th>項</th><th>機能性基準</th><th>例示基準</th></tr><tr><td>1</td><td>別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの</td><td> 〔略〕 <u>一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（JARIS003（2018））」</u> </td></tr><tr><td>2～4</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 備考 〔略〕	項	機能性基準	例示基準	1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	〔略〕 <u>一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（JARIS003（2018））」</u>	2～4	〔略〕	〔略〕	容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第 7号 令和元年 6月14日 別表第2（詳細基準の例示） <table><tr><th>項</th><th>機能性基準</th><th>例示基準</th></tr><tr><td>1</td><td>別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの</td><td> 〔略〕 〔新設〕 </td></tr><tr><td>2～4</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 備考 〔略〕	項	機能性基準	例示基準	1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	〔略〕 〔新設〕	2～4	〔略〕	〔略〕
項	機能性基準	例示基準																	
1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	〔略〕 <u>一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（JARIS003（2018））」</u>																	
2～4	〔略〕	〔略〕																	
項	機能性基準	例示基準																	
1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	〔略〕 〔新設〕																	
2～4	〔略〕	〔略〕																	
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。																			